

「道路事業の評価手法に関する検討委員会」 の設置について

道路事業の事業評価については、平成 10 年度より新規事業採択時評価および事業中の再評価を、また平成 15 年度より事業完了後の事後評価を実施しているところであり、「費用便益分析マニュアル」に基づき費用便益分析を実施するとともに、その他の事業効果や事業実施環境を加味した総合的な評価などを実施しているところである。

本マニュアルは、平成 15 年 8 月の改定から一定期間経過しており、道路特定財源に係る国会での審議や、これまでの事業評価の運用実績、各地の事業評価監視委員会等における評価手法に関する意見、新たな知見や最新データなどを踏まえ、費用便益分析を含む事業評価手法について見直しを行うため、「道路事業の評価手法に関する検討委員会」を設置するものである。

「道路事業の評価手法に関する検討委員会」の位置づけ

道路事業の評価手法に関する検討委員会は、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」（平成13年7月6日付、国土交通事務次官）に位置づけられた「事業種別ごとの評価手法の策定・改善」にあたり意見を聴く委員会として位置づけ

（省全体）

公共事業評価システム研究会（H13.9 設置）

・ 事業評価手法検討部会（H14.10 設置）

・ 公共事業評価手法に関する検討会（H19.1 設置）

評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の
定量化等についての検討 等

（道路事業）

道路事業の評価手法に関する検討委員会（H20.6 設置）

道路事業に係る評価手法について検討